第１２次鳥獣保護管理事業計画書
（第２回変更）

平成２９年　４月　１日から

５年間

令和　４年　３月３１日まで

奈　良　県

（令和２年４月１日変更）

目　次

第一　計画の期間 ---- 1

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 ---- 1
1　鳥獣保護区の指定 ---- 1
（1）　方　針 ---- 1
（2）　鳥獣保護区の指定等計画 ---- 2
2　特別保護地区の指定 ---- 3
（1）　方　針 ---- 3
（2）　特別保護地区指定計画 ---- 4
3　休猟区の指定 ---- 5
4　鳥獣保護区の整備等 ---- 5
（1）　方針 ---- 5
（2）　整備計画 ---- 5

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 ---- 5
1　鳥獣の人工増殖 ---- 5
（1）　方針 ---- 5
（2）　人工増殖計画 ---- 6
2　放鳥獣 ---- 6
（1）　方針 ---- 6
（2）　放鳥計画及び種鳥の入手計画 ---- 6
（3）　放獣計画 ---- 6

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ---- 6
1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 ---- 6
（1）　希少鳥獣 ---- 6
（2）　狩猟鳥獣 ---- 7
（3）　指定管理鳥獣 ---- 7
（4）　外来鳥獣等 ---- 7
（5）　一般鳥獣 ---- 7
2　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ---- 7
（1）　許可しない場合の基本的考え方 ---- 7
（2）　許可に当たっての条件の考え方 ---- 8
（3）　わなの使用に当たっての許可基準 ---- 8
（4）　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 ---- 8
（5）　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 ---- 8
2－1　学術研究を目的とする場合
（1）　学術研究 ---- 8
（2）　標識調査 ---- 9
2－2　鳥獣の保護を目的とする場合 ---- 9
（1）　第一種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の保護 ---- 9
（2）　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行 ---- 10
（3）　傷病により保護を要する鳥獣の保護 ---- 10
2－3　鳥獣の管理を目的とする場合 ---- 10
（1）　第二種特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 ---- 10
（2）　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 ---- 11
2－4　その他特別の事由の場合 ---- 15
（1）　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 ---- 15
（2）　愛玩のための飼養の目的 ---- 16
（3）　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 ---- 16
（4）　鵜飼漁業への利用 ---- 16
（5）　伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ---- 16
（6）　前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益上必要があると認められる目的 ---- 16
3　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ---- 16
3－1　捕獲許可した者への指導 ---- 17

（1） 捕獲物又は採取物の処理等 ----------１７
（2） 従事者の指揮監督 ----------１７
（3） 危険の予防 ----------１７
（4） 錯誤捕獲の防止 ----------１７
３－２ 許可権限の市町村長への移譲 ----------１７
３－３ 鳥類の飼養登録 ----------１７
（1） 方針 ----------１７
（2） 飼養適正化のための指導内容 ----------１７
３－４ 販売禁止鳥獣等の販売許可 ----------１８
（1） 方針 ----------１８
（2） 許可の条件 ----------１８

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 ----------１８
１ 特定猟具使用禁止区域の指定 ----------１８
（1） 方針 ----------１８
（2） 特定猟具使用禁止区域指定計画 ----------１９
（3） 特定猟具使用禁止区域指定内訳 ----------２０
２ 特定猟具使用制限区域の指定 ----------２１
（1） 方針 ----------２１
３ 猟区設定のための指導 ----------２１
（1） 方針 ----------２１
（2） 設定指導の方法 ----------２１
４ 指定猟法禁止区域 ----------２１
（1） 方針 ----------２１
（2） 許可の考え方 ----------２２
（3） 条件の考え方 ----------２２

第六 特定計画の作成に関する事項 ----------２２
１ 特定計画の作成に関する方針 ----------２２
２ 対象鳥獣 ----------２２
（1） 第一種特定計画 ----------２２
（2） 第二種特定計画 ----------２２

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 ----------２３
１ 方針 ----------２３
２ 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 ----------２３
（1） 方針 ----------２３
（2） 鳥獣生息分布調査 ----------２３
（3） ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ----------２４
（4） 狩猟鳥獣生息調査 ----------２４
（5） 第二種特定鳥獣の生息状況調査 ----------２４
３ 法に基づく諸制度の運用状況調査 ----------２４
（1） 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 ----------２４
（2） 捕獲等情報収集調査 ----------２４

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 ----------２５
１ 鳥獣行政担当職員 ----------２５
（1） 方針 ----------２５
（2） 設置計画 ----------２５
（3） 研修計画 ----------２５
２ 鳥獣保護管理員 ----------２５
（1） 方針 ----------２５
（2） 設置計画 ----------２５
（3） 年間活動計画 ----------２６
（4） 研修計画 ----------２６
３ 保護及び管理の担い手の育成及び確保 ----------２６

（1） 方針 ----- 26
（2） 研修計画 ----- 26
（3） 狩猟者の育成及び確保のための対策 ----- 26
（4） 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保 ----- 26
4 鳥獣保護管理施設の設置 ----- 26
（1） 方針 ----- 26
（2） 鳥獣保護管理施設の施設整備計画 ----- 27
5 取締り ----- 27
（1） 方針 ----- 27
（2） 年間計画 ----- 27
6 必要な財源の確保 ----- 27

第九 その他 ----- 27
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 ----- 27
2 狩猟の適正化 ----- 27
3 傷病鳥獣救護への対応 ----- 28
4 感染症への対応 ----- 30
5 普及啓発 ----- 30
（1）鳥獣の保護思想の普及 ----- 30
①方針 ----- 30
②事業の年間計画 ----- 30
③愛鳥週間行事等の計画 ----- 30
（2）安易な餌付けの防止 ----- 30
（3）野鳥の森等の整備 ----- 31
（4）野生生物保護モデル校の指定 ----- 31
（5）法令の普及徹底 ----- 31

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）は、人と鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に保護及び管理を行うことにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「法」という。）第 1 条の目的を達成するため、以下のとおり定める。

第一　計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1　鳥獣保護区の指定

（1）　方　針

①　指定に関する中長期的な方針

本県に生息する鳥獣は、森林の多い特質から森林性のものが多く、特に南部にはツキノワグマ・ニホンジカ・カモシカ等の大型哺乳類をはじめ、多種の森林性鳥獣が生息している。また、吉野山地や奥宇陀の自然林地帯は、県鳥のコマドリをはじめコルリ、ジュウイチ、コノハズク等希少種を含む多種の野鳥の繁殖地であり、とりわけ標高 1600 m以上の亜高山帯はルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイ、カヤクグリなど主に中部地方以北で繁殖する鳥の数少ない繁殖地として重要な地域である。

しかしながら、全県的に見れば近年の都市化の進行や戦後の拡大造林等により、広範囲にわたって自然林が伐採され、次第に鳥獣の本来の生息地域が失われつつある。

こうした状況に対応するため、第 1 次から第 11 次鳥獣保護管理事業計画においては国立・国定・県立の自然公園の主要地域、自然植生が豊富で鳥獣類の生息繁殖に好適な地域、渡り鳥の主要渡りルート、保護思想の普及啓発の場とする地域等を対象に鳥獣保護区の指定・更新を行ってきた。その結果、第 11 次鳥獣保護事業計画末において国指定 1 箇所、県指定 20 箇所、面積 38,548 ヘクタール（県面積の 10.44 %）となり、各公園主要部における鳥獣の保護、鳥獣の繁殖拠点、主要渡りルートの鳥類の保護及び普及啓発の場等が確保されている。

したがって、本計画においては、本計画期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、原則として全て更新するものとする。しかしながら、一方で保護区内において農林水産業被害が増加傾向にあるので、更新に際しては、市町村や農林水産業関係者、土地所有者等と十分な調整を図るとともに、土地の利用形態や鳥獣生息域の変化により、必要に応じて区域の縮小又は拡大の見直しを行う。

②　指定区分ごとの方針

以下の指定区分ごとに、地域の実情に応じて鳥獣保護区指定の方針を記載する。

1）森林鳥獣生息地の保護区

主要な地域はほぼ指定済みであるため、現状維持とする。ただし、鳥獣生息調査等により、重要な生息地や繁殖地が判明した場合は指定に努める。

2）大規模生息地の保護区

現在、県内には県指定では黒滝・大峯山系鳥獣保護区の 1 箇所を指定しているが、人工林が多い本県においては、同保護区以外での該当地はない。

3）集団渡来地の保護区

十津川村内の二津野ダム周辺は、オシドリが越冬のため飛来する全国有数の集団渡来地に該当することから、現在銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に指定している（令和 2 年 10 月 31 日まで）。この措置によって現在のところ渡り鳥の捕獲制限に十分な効果が認められている。従って、保護区への切換については今後の飛来状況・狩猟状況に留意しつつ検討する。

4）集団繁殖地の保護区

現在のところ該当地なし。

5）希少鳥獣生息地の保護区

生息状況調査等の結果を考慮して、必要であれば指定に努める。

6)生息地回廊の保護区

現在のところ該当地なし。

7)身近な鳥獣生息地の保護区

原則として既設の保護区の現状維持に努める。ただし、地域住民等の要望があれば、必要な調査を行うとともに関係機関との調整を図りつつ指定に努める。

（2） 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

（第１表）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					H29年度	H30	R1	R2	R3	計(B)	H29年度	H30	R1	R2	R3	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	16	16	箇所						0						0
	面積	20,601ha	20,601	変動面積	ha					0	ha					0
大規模生息地	箇所		1	箇所						0						0
	面積		10,694	変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇所		3	箇所						0						0
	面積		4,869	変動面積	ha					0	ha					0
計	箇所		20	箇所						0						0
	面積		36,164	変動面積	ha					0	ha					0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
H29年度	H30	R1	R2	R3	計(D)	H29年度	H30	R1	R2	R3	計(E)		
					0						0	0	16
ha					0						0	0	20,601
					0						0	0	1
ha					0						0	0	10,694
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	3
ha					0						0	0	4,869
					0						0	0	20
ha					0						0	0	36,164

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

（第２表）

年　度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備　考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和２年度	身近な鳥獣生息地	吉野山鳥獣保護区	期間更新	ha 2,569	ha	ha 2,569	令和２年11月１日から令和12年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	旭鳥獣保護区	期間更新	1,190		1,190	令和２年11月１日から令和12年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	蘇岳鳥獣保護区	期間更新	124		124	令和２年11月１日から令和12年10月31日まで		
計		３箇所		3,883		3,883			
令和３年度	森林鳥獣生息地	白川又鳥獣保護区	期間更新	ha 1,688	ha	ha 1,688	令和３年11月１日から令和13年10月31日まで		
計		１箇所		1,688		1,688			
合計		４箇所		5,571		5,571			

２　特別保護地区の指定

（1）　方　針

① 指定に関する中長期的な方針

国立・国定公園の最重要地域及び原生林地域等について指定を行い、第 11 次計画末において面積 1,364 ヘクタール（国指定 838 ヘクタール・県指定 526 ヘクタール）となっている。

本計画においては、鳥獣の生息状況を把握の上、特にその生息域を保護する必要性が認められた場合、適時検討する。

また、計画期間中に期間満了となる地区については再指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1)森林鳥獣生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

2)大規模生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

3)集団渡来地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

4)集団繁殖地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

5)希少鳥獣生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

6)生息地回廊の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

7)身近な鳥獣生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

（2） 特別保護地区指定計画

（第３表）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区（再指定も含む）						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					H29年度	H30	R1	R2	R3	計(B)	H29年度	H30	R1	R2	R3	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	3	箇所					1	1						0
	面積	526ha	526	変動面積	ha				379	379	ha					0
大規模生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
計	箇所		3	箇所					1	1						0
	面積		526	変動面積	ha				379	379	ha					0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中△減*	計画終了時の特別保護地区**
H29年度	H30	R1	R2	R3	計(D)	H29年度	H30	R1	R2	R3	計(E)		
					0					1	1	0	3
ha					0					379	379	0	526
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0						0	0	0
ha					0						0	0	0
					0					1	1	0	3
ha					0					379	379	0	526

＊箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
＊＊箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

（第４表）

	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和3年度	森林鳥獣生息地	白川又鳥獣保護区	1,688ha	令和3年11月1日より令和13年10月31日まで	379ha	令和3年11月1日より令和13年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		1箇所	1,688ha		379ha				
合 計		1箇所	1,688ha		379ha				

3　休猟区の指定

（1）　方針

休猟区は、本来狩猟鳥獣の減少の著しい地域に指定し、狩猟資源の回復を図る制度であるが、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣の増加により、農林水産業被害が増大する傾向にある。

このような状況に鑑みて、本計画においては予定はしない。ただし、必要性が認められた場合、狩猟鳥獣の生息状況を把握しながら、必要最小限で指定する。

4　鳥獣保護区の整備等

（1）　方針

① 標識・案内板及び解説板の設置

制札については、鳥獣保護区及び特別保護地区の区域が明確になるよう、当該保護区の地理的条件、面積等を勘案して保護区境界の要所に設置し、案内板については、保護区の主要な場所に設置するよう努める。また、区域内に生息する主な鳥獣の種類を図示した解説板を特別保護地区を中心に設置するように努める。

② 採餌、営巣等の環境の整備等

1）　天然林が豊かな地域においては、極力人工工作物は排除し、給餌等の人為的行為についても希少種に対して他に手段がない場合などに限り、必要最小限の範囲で行う。

2）　天然林の減少により野生生物の生息区域が減退している区域にあっては、必要に応じて広葉樹造林を行うなど、区域内の森林資源内容の充実に努める。

3）　愛鳥思想の普及・啓発を目的として指定している保護区にあっては、巣箱の設置を行うとともに、立地条件に応じた食餌植物の植栽に努める。

③ 巡視等の管理

鳥獣保護管理員及び鳥獣行政担当職員等で定期的に巡視を行い、欠損等が生じた場合は、必要に応じて補充するよう努める。

④ 保全事業

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

（2）　整備計画

① 管理施設の設置

（第 5 表）

区　　分	現　　況	平成 29 ～令和 3 年度
標識類の整備	必要に応じて補充整備	既設保護区での補充整備
管理棟等の整備	該当なし	該当なし

② 調査、巡視等の計画

（第 6 表）

区　　分		平成 29 ～令和 3 年度
管理員等	箇所数	20 箇所
	人数	22 人
管理のための調査の実施		鳥獣保護管理員による巡視

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1　鳥獣の人工増殖

（1）　方針

本県においては、生息分布が極限されている等人工増殖を必要とする鳥獣はないので、第 11 次鳥獣保護管理事業計画と同様、人工増殖は実施しない。

（2） 人工増殖計画

該当なし。

2 放鳥獣

（1） 方針

ニホンキジの放鳥については、年々捕獲数が減少してきており、また、その自然増殖が期待できない状況にあるため、第 11 次鳥獣保護管理事業計画に引き続き実施するものとする。

放鳥場所は、ニホンキジの生息環境を勘案し、鳥獣保護区などの狩猟制限区域で自然環境がニホンキジの繁殖に適し、かつ農作物被害等が生じないと予想される場所を選定する。

また、足輪による標識調査及び生息状況調査を継続的に実施し、生存日数、移動距離等のデータを蓄積していくとともに生息状況の推移を勘案して放鳥羽数を決定していく。

なお、放鳥するニホンキジが、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすことのないよう留意することとする。

（2） 放鳥計画及び種鳥の入手計画

（第 7 表）

種類名	放鳥の地域	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		10箇所 300羽	10箇所 300羽	10箇所 300羽	10箇所 300羽	10箇所 300羽
ニホンキジ	鳥獣保護区	7 200	7 200	7 200	7 200	7 200
	休猟区					
	猟区					
	その他	3 100	3 100	3 100	3 100	3 100
	計	10 300	10 300	10 300	10 300	10 300

（第 8 表）

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
ニホンキジ	羽	300羽	羽	羽	300羽	羽	羽	300羽	羽	羽	300羽	羽	羽	300羽	羽

（3） 放獣計画

獣類の放獣については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、計画はしないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

（1） 希少鳥獣

① 対象種

法第 2 条第 4 項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ＩＡ、ＩＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣及び奈良県版レッドリストにおいて、絶滅寸前種、絶滅危惧種、希少種に該当する鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境の把握に努める。必要に応じ、種及び地域個体群の保護のための施策を講じるものとする。

オオタカについては、これまでの絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下、「種の保存法」という。）による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカは種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されることとなったが、本県においては引き続き奈良県版レッドリストにおいて希少種に位置付けている。海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項に基づき定められた鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼすものについては、被害防止対策を推進するものとする。

なお、個体数が著しく減少し、地域個体群の維持に支障が認められる場合には、必要に応じて捕獲等の制限を行う等地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 指定管理鳥獣

① 対象種

法第2条第5項に基づき環境大臣が定めた鳥獣とする。

② 管理の考え方

生息状況や被害状況等の把握に努め、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、個体群の管理を推進する。

(4) 外来鳥獣等

① 対象種

本県に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

必要に応じて、生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼすものについては、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

本県に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、指定管理鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防もしくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑦ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条第1項の環境大臣の許可を受けた者については、この限りではない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

① イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

1)くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2)とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請は、①の規制に加えて、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。なお、ツキノワグマの保護管理重点地域以外の地域においては、輪の直径が 12 センチメートル以内とする制限を解除する。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少なく保護の必要性の高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要になる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。

このような種については、特に被害の防止を目的とした有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないよう指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の銃弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2－1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の 1)から 4)までのいずれにも該当するものであること。

1)主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2)鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的が達成することができないと認められること。

3)主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるも

のであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

1)法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

2)殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

1)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2)個体識別のため、指切り、ノーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

（2） 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施しているものにあっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあっては、同各1,000羽以内、その他の者にあっては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではない。

③ 期間

原則として1年以内とする。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕りとする。

2－2 鳥獣の保護を目的とする場合

（1） 第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種特定計画」という。）に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）、第一種特定計画に基づく事業の受託者その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③ 期間

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1年以内。

⑥ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2－3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

① 許可対象者

1) 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

2) 捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

3) 捕獲実施者の数は必要最小限であるとし、さらに被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等による捕獲方法が 適切に選択されていること。

② 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、第二種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とすること。

③ 期間

1) 第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、一般の狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

④　区域

第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤　方法

1）空気銃を使用した捕獲等は、鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

2）鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づく鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

3）猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

（2）　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）の防止を目的とする場合

①　被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

②　鳥獣による被害発生予察表の作成

鳥獣による被害は、その地域の状況によって加害鳥獣の種類、加害時期、その程度などが異なる。従って、それらの対応も一様では図れない。そこで、以下のとおり予察表を作成し、被害の未然防止に資することとする。

1）予察表（代表的な被害例）

（第 9 表）

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
キジバト	豆類、野菜	←	―	―	―	―	―	→						県下一円
ド バ ト	〃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
カ ラ ス	〃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
ス ズ メ	水稲					←	―	―	→					〃
ヒヨドリ	果実、野菜	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
ムクドリ	〃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
カ ワ ウ	養殖魚、放流魚	←	→				←	―	―	―	―	―	→	〃
ゴイサギ	〃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
コ サ ギ	〃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
イノシシ	水稲、野菜、果樹、穀類、筍	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹、スギ、ヒノキ等	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
ノウサギ	スギ、ヒノキ等	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	〃
ニホンザル	野菜、穀類、椎茸、果樹	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	奈良市、山辺郡、吉野郡、五條市、宇陀市、宇陀郡
アライグマ	野菜、果樹等	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県下一円

2）予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、被害発生予察表（第 9 表）で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルの絶滅の

おそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去 5 年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできるものの意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

③　鳥獣の適正管理の実施

1）方針

農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

また、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。

さらに、人が排出する生ごみ等への依存が、鳥獣による被害の誘因となっていることに鑑み、被害の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることとする。

2）防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

（第１０表）

対象鳥獣名	年　度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備　考
ニホンジカ	平成 29 年度から令和 3 年度	各種検討をおこなう。 第二種特定計画に沿って被害防止対策を実施する。	
イノシシ	平成 29 年度から令和 3 年度	各種検討をおこなう。 第二種特定計画に沿って被害防止対策を実施する。	

④　被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1）方針

被害の防止の目的での捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況等及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、ニホンザル、ドバト、コサギ以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように各方面を指導する。

指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な捕獲を行うものとする。そこで、防護柵等の別の被害対策を講じることなく、また、被害および被害の予察の有無に関わらず、捕獲許可を出すことができるものとする。

2）許可基準

被害の防止の目的での捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域及び方法等について設定するものとする。

１．許可対象者及び捕獲実施者

許可対象者は、鳥獣の被害を受けている者（以下「被害者」という。）、被害者から依頼を受けた個人若しくは法人（法第 9 条第 8 項に規定する「国、地方公共団体、法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣の定める法人（農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会、森林組合、同連合会、生産森林組合、漁業協同組合、同連合会）」をいう。以下同じ。）とする。

捕獲を行う者（「被害者、被害者から依頼を受けた個人、被害者から依頼を受けた法人の従事者」をいう。以下「捕獲実施者」という。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合には第 1 種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合には網猟免許又はわな猟免許を所持する者とし、さらに一定期間有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者、及び法施行規則第 67 条第 2 項で定める狩猟災害共済又は狩猟損害保険に加入している者とする。

ただし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者も捕獲実施者になることができる。

アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣については、住宅等の土地・建物内における被害を防止する目的で当該土地・建物内において、または農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、１日に１回以上の見回りをする等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者も捕獲実施者になることができる。

アライグマの捕獲に係る法人に対する許可にあたっては、銃器以外の方法による場合であって、捕獲実施者の中にわな猟免許所持者が含まれ、かつ、現に有効な狩猟免許を所持し、原則として過去５年以上有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者がいる場合は、捕獲実施者にわな猟免許を有していない者を含むことができるものとする。この場合、わな猟免許を所持していない者は、わな猟免許所持者の同行及び監督下で捕獲を行うこととする。

国が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において実施する有害鳥獣捕獲にあっては、次の各号の条件を満たす者を捕獲実施者とすることができる。

（１）森林管理署・森林管理事務所等当該捕獲等実施機関に勤務する者。

（２）狩猟免許を有する者又は当該森林管理局等で開催する「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する研修」を過去３年以内に受けた者。

２．鳥獣の種類・数

ア　有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

イ　鳥類の卵の採取等の許可は現に被害を発生させている鳥類を有害鳥獣捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは被害の防止の目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等しなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

ウ　捕獲等又は採取等の数は、被害の防止の目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記ア～ウは適用しない。

３．期間

ア　有害鳥獣捕獲の実施期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、被害の防止の目的を達成するために必要かつ適切な期間とする。

イ　有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

ウ　狩猟期間の前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しないものとする。

エ　予察捕獲の許可については、被害発生予察表（第９表）に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

４．区域

ア　有害鳥獣捕獲の実施区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域

を踏まえて被害の発生している区域又は被害の発生するおそれのある必要最小限の区域とする。

イ　被害が複数の市町村にまたがって発生する場合にあっては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、捕獲が効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ　鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施を検討することとする。

5．方法

ア　空気銃を使用した有害鳥獣捕獲は鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型の獣類についてはその使用を認めない。ただし、はこわな、くくりわなでの捕獲後の止めさし等、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。

イ　鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づく鉛製銃弾の使用を用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

ウ　猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

エ　有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり、結果として被害の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

6．本県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は第 11 表のとおりとする。

（第１１表）

許可権者	鳥獣名	許可基準 方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲等羽(頭)数	許可対象者	留意事項	被害農林水産物等	備考
市町村	スズメ	銃 網	被害防止のために必要最小限の区域	被害発生時期(第9表参照)	3ヶ月以内	被害状況により決定	○被害者 ○被害者から依頼された個人 ○被害者から依頼された法人 ・国 ・地方公共団体 ・認定鳥獣捕獲等事業者 ・環境大臣の定める法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農業共済組合 ・農業共済組合連合会 ・森林組合 ・森林組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会		水稲	
	ゴイサギ コサギ カワウ								養殖魚、放流魚、生活環境	
	キジバト								豆類、野菜、生活環境	
	カラス	網・捕獲箱		(農作物については、播種期・発芽期・収穫期等)	3ヶ月以内 捕獲箱については6ヶ月以内					
	ドバト								豆類、野菜、生活環境	
	ムクドリ ヒヨドリ	網			3ヶ月以内				果実、野菜	
	ニホンザル	捕獲檻			6ヶ月以内				野菜、穀類、椎茸、果樹	
	ノウサギ	くくりわな							スギ、ヒノキ等	
	イノシシ	捕獲柵 捕獲檻 くくりわな		通年					水稲、穀類、筍、野菜、果樹	
	ニホンジカ								水稲、野菜、果樹、スギ、ヒノキ等	
	アライグマ	捕獲檻							野菜、果樹等、生態系、生活環境等	
	アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣	小型の箱わなつき網 手捕り	住宅等の土地・建物内		上記鳥獣以外は必要かつ適切な期間				生活環境	・狩猟免許を所持していなくても許可できる。 ・許可対象者が地方公共団体の場合は許可の日数は1年以内。
					銃器につい					・人身に危険が予想さ

知事	ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ	銃器	捕獲檻			ては1年以内 捕獲檻については1ヶ月以内		○市町村		スギ、ヒノキ等	れる場合のみ、銃器による許可 ・奈良県ツキノワグマ保護管理計画に基づく。

※上記の鳥獣以外の捕獲許可の日数は、必要かつ適切な期間とする。

⑤　被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林漁業者等の関係者に対する被害の防止の目的での捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1）方針

１．捕獲隊の編成

銃器を使用して有害鳥獣捕獲を実施する場合、その地域ごとに捕獲隊を編成し、実施するよう指導する。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。

また、広範囲にわたり被害を及ぼすおそれのある鳥獣の有害鳥獣捕獲については、隣接する市町村間で捕獲日を統一して実施するなど助言する。

さらに、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に対して助言するものとする。

２．関係者間の連携強化

地域での有害鳥獣捕獲の充実を図るため、農林業従事者による被害対策のための狩猟免許取得促進を図る。

また、鳥獣行政と農林水産行政の連携を一層推進する。

３．被害防止体制の充実

被害が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の県民への情報提供により、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に対して助言するものとする。

2）捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第１２表）

対象鳥獣名	対　象　地　域	備　考
被害発生予察表（第９表）に掲げる鳥獣	被害発生市町村	

3）指導事項の概要

指導に当たっての留意事項は、「④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定」に記載のとおりとする。

２－４　その他特別の事由の場合

(1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

①　許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②　鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。

③　期間

6ヶ月以内。

④　区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

許可しないこととする。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① 許可対象者

県内に住所を有する者で、鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で、必要最小限の数(羽、個)。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕り。

(4) 鵜飼漁業への利用

① 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30 日以内。

④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

３－１　捕獲許可した者への指導

（1）捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、申請の際に明らかにするよう指導する。また、捕獲物等は鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合として規則第 19 条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印票（製品タッグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合には法第 9 条第 1 項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

（2）従事者の指揮監督

法人に捕獲許可する場合は当該法人による従事者の指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

（3）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に広報その他の方法により、関係地域住民への周知を図らせるものとする。

また、必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等万全の対策を講じさせる。

（4）錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域においてわなを設置する場合については、ツキノワグマの好むエサの使用を避けるなど、留意事項を周知するよう努めるものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

３－２　許可権限の市町村長への移譲

奈良県知事の権限に属する被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）を目的とした捕獲許可に係る権限の一部については、地域住民の被害に対する要望に対しより迅速な対応を図るため、市町村に移譲するものとする。移譲対象となる鳥獣及び捕獲目的等については、生息状況及び被害状況等地域の実情を踏まえ条例で定める。

また、市町村とは連携を密にし、許可事務の執行状況の把握に努めるとともに、必要に応じて助言するものとする。

３－３　鳥類の飼養登録

（1）　方針

これまでメジロに限り 1 世帯に 1 羽のみ愛玩のための飼養を目的とした捕獲を認めていたが、平成 24 年 4 月 1 日以降は捕獲を許可しない。そのため、新規の飼養登録は行わないこととなるが、すでに飼養登録されている個体については、登録を更新することができる。

鳥類の飼養登録権限については、既に市町村長に移譲されているため、登録の更新等が適正に行われるよう、市町村に対して以下の事項について周知徹底を依頼する。

また、特に小鳥の繁殖期には違法捕獲、違法飼養を防止するため、県警察本部及び各警察署に対して取締りの協力要請を行う。

（2）　飼養適正化のための指導内容

① 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

② 長期更新個体については、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や個体の足輪装着箇所の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
④ 飼養登録された個体を譲り受けた者から届出があった場合、1 世帯が複数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

3－4　販売禁止鳥獣等の販売許可

（1）　方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

① 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。
② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

（2）　許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環およびマイクロチップを装着させること等とする。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1　特定猟具使用禁止区域の指定

（1）　方針

本県では、大和平野を中心に人家の立て込んだ場所、レクリエーション等の目的のため人が多く集まる場所、ダム湖周辺、果樹園、東海自然歩道等の地域を銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に指定しており、平成 28 年度末の指定状況は 50 箇所、76,053ha となっている。

銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域の指定による人身に対する危険防止等の効果は極めて高く、今後も銃器の使用に伴う事故発生のおそれの高い区域が確認された場合には、必要に応じ指定し、安全対策に努めるものとする。

なお、わなを対象とした特定猟具使用禁止区域の指定は現在ないが、今後、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域が確認された場合には、必要に応じ指定するものとする。

（2） 特定猟具使用禁止区域指定計画

（第１３表）

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計（B）	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計（C）
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	50	箇所	3	7	6	20	3	39						0
	面積	76,053 ha	変動面積	5,039 ha	863	2,516	63,767	728	72,913						0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0 ha	変動面積	ha					0						0

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減（減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計（D）	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計（E）		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0	3	7	6	20	3	39	0	50
	変動面積						0	5,039 ha	863	2,516	63,767	728	72,913	0	76,053 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0

* 箇所数については （B)-(E)
面積については （B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については （A)+(B)-(E)
面積については （A)+(B)+(C)-(D)-(E)

（3） 特定猟具使用禁止区域指定内訳

（第１４表）

	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
年度	特定猟具使用禁止区域指定 所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（銃）	指定面積	指定期間	備　考
平成29年度	五條市	五條	5,005	１０年	再指定
	五條市	大深	30	１０年	再指定
	五條市	牧Ⅱ五條市	4	１０年	再指定
計		3	5,039		
平成30年度	奈良市	生琉里	151	１０年	再指定
	奈良市	ディアパークゴルフクラブ	81	１０年	再指定
	奈良市	奈良柳生カントリークラブ	119	１０年	再指定
	宇陀市	宇陀カントリークラブゴルフ場	250	１０年	再指定
	宇陀市	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場	190	１０年	再指定
	御所市	水泥	29	１０年	再指定
	御所市	新田	43	１０年	再指定
計		7	863		
令和元年度	桜井市	初瀬ダム	37	１０年	再指定
	桜井市	朝倉	182	１０年	再指定
	宇陀市	榛原	775	１０年	再指定
	奈良市	都祁	1,390	１０年	再指定
	山添村	三ヶ谷	14	１０年	再指定
	御所市	冨田、戸毛	118	１０年	再指定
計		6	2,516		
令和2年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	大和平野	48,459	１０年	再指定
	吉野町	津風呂湖	660	１０年	再指定
	奈良市、山添村	高山ダム	111	１０年	再指定
	奈良市	奈良万葉カントリー倶楽部	75	１０年	再指定
	御所市	重阪牧場	60	１０年	再指定
	天理市	春日台カントリークラブ	142	１０年	再指定
	奈良市、天理市、桜井市、宇陀市、曽爾村	東海自然歩道	1,575	１０年	再指定
	曽爾村	曽爾高原	508	１０年	再指定
	宇陀市、曽爾村	室生ダム	160	１０年	再指定
	天川村	天川	101	１０年	再指定

	十津川村	二津野ダム	192	１０年	再指定
	十津川村	上野地	100	１０年	再指定
	宇陀市	大宇陀	2,949	１０年	再指定
	五條市	西吉野	3,000	１０年	再指定
	御杖村	桃俣	100	１０年	再指定
	天理市、桜井市	龍王山	265	１０年	再指定
	大淀町	大淀	3,806	１０年	再指定
	川上村	川上	823	１０年	再指定
	五條市	大塔	300	１０年	再指定
	吉野町	吉野	381	１０年	再指定
計		20	63,767		
令和3年度	山添村	神野山東	226	１０年	再指定
	奈良市、山添村	神野山西	112	１０年	再指定
	五條市	中原	390	１０年	再指定
		3	728		
合　計		39	72,913		

2　特定猟具使用制限区域の指定

（1）　方針

本県では、狩猟者登録数が年々減少しており、集中的入猟による危険の発生が予想されないことから、特定猟具使用制限区域は指定しない。

3　猟区設定のための指導

（1）　方針

鳥獣保護区等の指定や山地開発等による鳥獣の生息環境の変化等により狩猟適地も減少してきているため、捕獲対象や捕獲頭数がよりコントロールされた狩猟の実施が望まれる状況が生じてきている。

猟区は、地域特性に応じた積極的な鳥獣の保護繁殖や管理狩猟を実施できる有用な制度であり、必要に応じて市町村を対象に猟区設置について指導を行うものとする。

（2）　設定指導の方法

鳥獣の生息状況や可猟区域の状況を勘案し、猟区設定が可能と考えられる地域にあっては、市町村や関係団体と検討を行う。

4　指定猟法禁止区域

（1）　方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

本県においては、平成 12 年度に上北山村坂本ダム周辺の 61ha を法第 12 条第 2 項に基づく鉛散弾使用禁止区域に指定している。

鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

（2） 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

（3） 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

第六　特定計画の作成に関する事項

1　特定計画の作成に関する方針

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2　対象鳥獣

(1)第一種特定計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

本県のツキノワグマについては、環境省が作成したレッドリストにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」として位置づけられている紀伊半島地域個体群の中核となっており、その個体群を保護及び質的・量的発展を図る必要がある。しかし、一方で、その生息域が人間の生活・生産活動の場と重複しているため、人身被害や林業被害など様々なあつれきを生じさせており、いかに人間とツキノワグマの適切な関係を図るかが課題となっており、保護だけではなく適切な管理も求められている。

そのため、本計画においてツキノワグマは、当面、保護を前提とした第一種特定計画の対象とはせず、第一種特定計画に準じた任意計画を策定し保護及び管理を行う。

(2)第二種特定計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮少させる必要があると認められるものとする。

近年、本県においては、とりわけニホンジカ、イノシシによる農林業被害が深刻化しているため、本計画においてはニホンジカ及びイノシシを対象鳥獣とする。ただし、ニホンジカについてはこれまで、天然記念物「奈良のシカ」の生息地である奈良市（平成 17 年 4 月の合併前の区域）を除いて対象としてきたが、このうち、保護管理のための地区区分の「管理地区（D 地区）」に生息するもののみを対象とした第二種特定計画を新たに策定する。ニホンザルについては本計画期間中に被害状況、生息状況の把握に努め、第二種特定計画の策定を進める。

（第１５表）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備　考
平成29年度	農林業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。	ニホンジカ	H29.4.1-R4.3.31	奈良市（平成17年4月の合併前の区域）を除く奈良県全域	平成12年度策定計画の継続
平成29年度	農林業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。	ニホンジカ	H29.4.1-R4.3.31	天然記念物「奈良のシカ」の保護管理のための地区区分のうち、「管理地区（D地区）」（184㎢）	平成29年度策定
平成29年度	農業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とイノシシとの適切な関係を構築する。	イノシシ	H29.4.1-R4.3.31	奈良県全域	平成20年度策定計画の継続
平成29年度	絶滅危惧地域個体群の保護と農林業被害・人身被害及び精神的被害対策をもとに、人とツキノワグマとの適切な関係を構築する。	ツキノワグマ	H29.4.1-R4.3.31	奈良県全域。ただし、恒常的生息地域を重点に実施する。	平成14年度策定計画の継続 県の任意計画。ただし、内容は第一種特定計画に準じている。

第七　鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1　方針

近年、生物多様性の保全や生態系の維持・回復という人類の生存基盤に関わる問題が重要視される中、本県においても鳥獣の保護に対する関心が高まってきている。その一方で、山間地域・中山間地域を中心にニホンジカ・イノシシ・ニホンザル等による農林水産業被害問題が年々、深刻さを増してきている。そこで、人間と鳥獣の様々な軋轢を緩和し、適切な関係を構築するための施策を講じるには、鳥獣の基礎データが必要であるため、その生息状況調査を行うものとする。

2　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

（1）　方針

第11次計画までに、獣類についてはニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシの生息調査を行った。この調査を基に計画を策定し、人と野生動物の適切な関係の構築に向けて動き出しており、引き続き生息状況調査・被害状況調査等を実施する。

一方、鳥類に関しては、特別保護地区の指定のための生息調査及びガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施してきた。

本計画においては、さらに、イヌワシ・クマタカなどの希少種の保護対策や都市部におけるカラス・ムクドリなどの有害鳥獣捕獲に頼らない被害対策（間接的な保護対策）を講じるのに必要な情報を得るため、鳥類全般を対象とした生息調査等を積極的に行うものとする。

（2）　鳥獣生息分布調査

県内に生息する獣類については、環境省調査結果と合わせて、大型獣を中心にアンケート調査を行う。特に、ニホンジカ・ツキノワグマ・イノシシに関しては、検証の一環としてモニタリングを毎年行う。ニホンザルについては生息分布の把握に努める。

また、県内に生息する（又は飛来する）鳥類全てを対象として、5 kmメッシュで夏期・冬期別生息分布・相対密度を把握する。留鳥及び夏鳥に関しては繁殖状況も併せて調査するものとする。

（3） ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬飛来状況を明らかにするため、毎年1月中旬に定点観測を行うものとする。

（第１６表）

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備　　考
県下一円	H29 ～ R3	種別個体数調査・現地調査	1月15日～17日のカモ類センサスの日を中心に、その前後各1週間で一斉調査を行う。

（4） 狩猟鳥獣生息状況調査

毎猟期終了後に提出されるメッシュ別捕獲報告を基に、捕獲位置情報・捕獲個体の性別・捕獲年月日等の捕獲状況を把握する。特に特定計画の対象獣であるニホンジカ、イノシシ及び任意計画の対象獣であるツキノワグマについては、捕獲報告とは別に目撃・痕跡情報について狩猟者にアンケートを行い、その把握に努めるほか、適宜必要な調査を実施する。

（第１７表）

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備　考
全狩猟鳥獣	H29 ～ R3	種別ごとにメッシュ別捕獲報告に基づき、経年変化で把握する。	捕獲報告
ニホンジカ	H29 ～ R3	メッシュ別捕獲報告及び狩猟者アンケートで目撃率・性比を把握する。	第二種特定計画
イノシシ	H29 ～ R3	メッシュ別捕獲報告及び狩猟者アンケートで目撃率・性比を把握する。	第二種特定計画
ツキノワグマ	H29 ～ R3	狩猟者に対する目撃及び痕跡アンケート調査により相対密度を把握する。	任意計画 （保護管理計画）

（5） 第二種特定鳥獣の生息状況調査

第二種特定計画の対象鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについて、狩猟による捕獲状況、有害鳥獣捕獲による捕獲状況、農林業被害状況等の把握に努め、計画の進行状況を適切に評価する。ニホンジカ（「奈良のシカ」を除く）については糞塊法による密度調査を実施するとともに、各種指標を用いて、階層ベイズ法による個体数推定を実施する。

3　法に基づく諸制度の運用状況調査

（1） 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定又は期間更新前に該当保護区の生息状況調査を行うとともに、指定効果を把握するために、必要に応じて聞き取り調査等を行うものとする。

（2） 捕獲等情報収集調査

県知事及び市町村長は、捕獲等又は採取等の実施者に対し、許可証を返納させる際には、捕獲の場所、捕獲数、処理の概要等についての報告を行わせるものとする。また、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲地点・日時・種名・性別・捕獲物又は採取物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1　鳥獣行政担当職員

（1）　方針

本庁においては、鳥獣保護管理事業、狩猟適正化事業全般を実施し、各農林振興事務所においては、その一部を担当するとともに司法警察員を任用して効果的な狩猟取締りを行う。

（2）　設置計画

（第１８表）

区　分	現　況			計画終了時			備　考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本　庁 （農林部農業水産振興課鳥獣対策係）	６人	１人	７人	６人	１人	７人	鳥獣保護・狩猟行政全般
出　先 （北部農林振興事務所 農林普及課林業振興係）	０人	３人	３人	０人	３人	３人	狩猟適正化事業の一部、及び鳥獣保護管理事業に係る事務の一部
（中部農林振興事務所 農林普及課林業振興係）	０人	３人	３人	０人	３人	３人	同　上
（東部農林振興事務所 林業振興課林業振興係）	０人	６人	６人	０人	６人	６人	同　上
（南部農林振興事務所 林業振興第一課・林業振興第二課）	０人	９人	９人	０人	９人	９人	同　上

（3）　研修計画

（第１９表）

名　称	主　催	時期	回数/年	規　模	人数	内容・目的	備　考
野生生物保護研修	環境省	５月	１	全国	１	鳥獣保護行政職員の鳥獣の生態学等専門知識の習得	

2　鳥獣保護管理員

（1）　方針

鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての豊富な経験及び高度な知識を有する、鳥獣の保護及び管理に対して熱意のある人材を任命する。

その定数は、旧市町村毎に 1 名ずつの 47 名と、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発等を専らとする、活動範囲が県内全域の 3 名の計 50 名を基準設置数とする。

（2）　設置計画

（第２０表）

基準設置数	H28 年度末		年　度　計　画						
(A)	人員(B)	充足率(B/A)	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	計(C)	充足率(C/A)
人 ５０	人 ５０	% １００	人 ０	人 ０	人 ０	人 ０	人 ０	人 ５０	% １００

（3） 年間活動計画

（第２１表）

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	←											→	
狩猟等取締りの実施	←											→	
狩猟者等の指導	←											→	
鳥獣生息状況調査	←											→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→	

（4） 研修計画

（第２２表）

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	県	4月	1回/2年	全県	50人	鳥獣保護管理事業の遂行に必要な関係法令等の専門的知識の習得。	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

（1） 方針

狩猟者は地域の自然環境に精通しており、環境のモニターとしても地域社会に大きく貢献してきている。また、有害鳥獣捕獲や特定計画実行の担い手として重要な役割を果たしているなど、その重要性は益々大きくなってきている。

そのため、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

（2） 研修計画

（第２３表）

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
安全技術向上研修	県 （(一社)奈良県猟友会へ委託）	5月 ～ 11月	9回/年	全県	500人 (年間)	わな猟及び銃猟免許所持者に対し、わな猟及び銃猟の安全技術向上のための指導を行う。	

（3） 狩猟者の育成及び確保のための対策

本県では狩猟環境の変化や高齢化の進行等により、本県における狩猟免許所持者及び狩猟者登録者数は、年々減少傾向にある。

そこで、一般社団法人奈良県猟友会等の協力を得て、現役営農者を始め、農林業関係者の新規免許取得を促進するための研修を行う。

（4） 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わる事に加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

そのため、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業者であるとして認定するものとし、その育成、確保、活用に努めるものとする。

4 鳥獣保護管理施設の設置

（1） 方針

傷病鳥獣の保護等の鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣の保護及び管理の拠点とすることを目的

として、支援のための機能を有する鳥獣保護施設をうだアニマルパーク内に設置している。

（2） 鳥獣保護管理施設の施設計画

（第２４表）

名　称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
うだ・アニマルパーク鳥獣保護施設	H19	宇陀市大字陀下竹43	㎡ 255	傷病鳥獣の救護・療養施設	保護管理棟 獣類保護棟 鳥類保護棟	傷病鳥獣の野生復帰を目指すための機能を有した施設。	

5　取締り

（1） 方針

適正な鳥獣行政を推進するために、狩猟取締り及びその体制の強化を図る。また、緊急取締りに対しては、県警察本部及び各警察署と密接に連絡を取りながら、迅速に違反行為に対処するものとする。

（2） 年間計画

（第２５表）

事　項	実施時期												備　考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
密猟の取締り	←											→	
無許可飼養者及び販売業者への立入検査	←											→	
狩猟期間中の違反の取締り								←				→	

6　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し、効果的かつ適正な支出を図るものとする。

第九　その他

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

近年、絶滅のおそれのある鳥獣の種類が増加している一方で、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣が地域的に増加又は分布を拡大しており、農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態がみられる。特にニホンジカの増加は、植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、生物多様性に深刻な影響を与える。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、これらの鳥獣を適正な個体数に誘導するなどの適切な管理が必要となる。

一方、生息数が減少し、種の存続に支障をきたすおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群については、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護の取組が必要である。

これらを踏まえ、関係者間の合意を図りながら鳥獣保護管理事業を実施していくものとする。

2　狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、本県の事情に応じた狩猟の場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施し、狩猟による捕獲の適正な管理に努める。

3　傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣の保護については、傷病鳥獣救護獣医師制度及び傷病野生鳥獣保護しようボランティア制度の充実強化を図り、野生生物は国民全体の財産であるとの観点から、県民参加のもとに保護にあたる。

さらに、ヒナ及び出生後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うこと等、人間が必要以上に鳥獣と関わることのないよう、県民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、救護個体の人獣共通感染症、家畜伝染病等の感染の有無を把握し、関係機関と調整のうえ適切に対応するものとする。

救護獣医師、保護しようボランティア、県との協働による傷病鳥獣救護体制イメージ

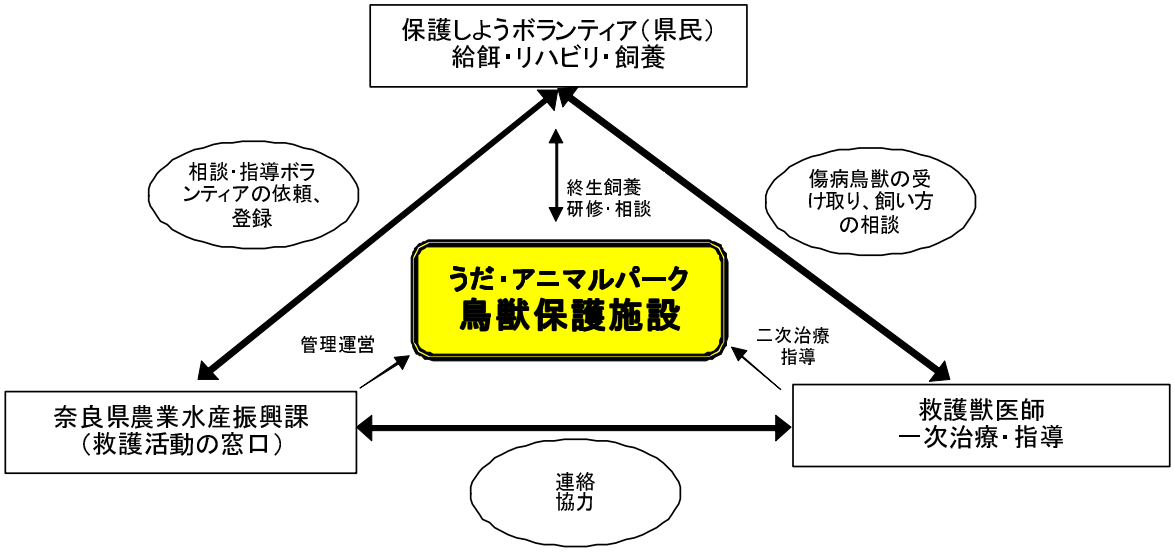

傷病野生鳥獣救護のスキーム

1 県民が傷病鳥獣を保護等した場合、県農業水産振興課又は市町村に連絡するよう依頼する。（ヒナや幼獣等を誤って保護することのないよう周知する。）

2 傷病鳥獣救護獣医師制度及び傷病野生鳥獣保護しようボランティア制度の説明を行い、最寄りの救護獣医師を紹介し、搬入を依頼する。

3 原則、保護した者が最寄の救護獣医師へ連絡し、了解を得たうえで自ら搬入する。

4 一次治療が終了した時点で野生復帰できる個体は県で引き取り適切な場所で放鳥獣を行う。（救護獣医師が放鳥獣を行う場合もある。）

5 野生復帰までに二次治療、リハビリが必要な個体は県で引き取り、うだ・アニマルパーク又は保護しようボランティアで飼養する。

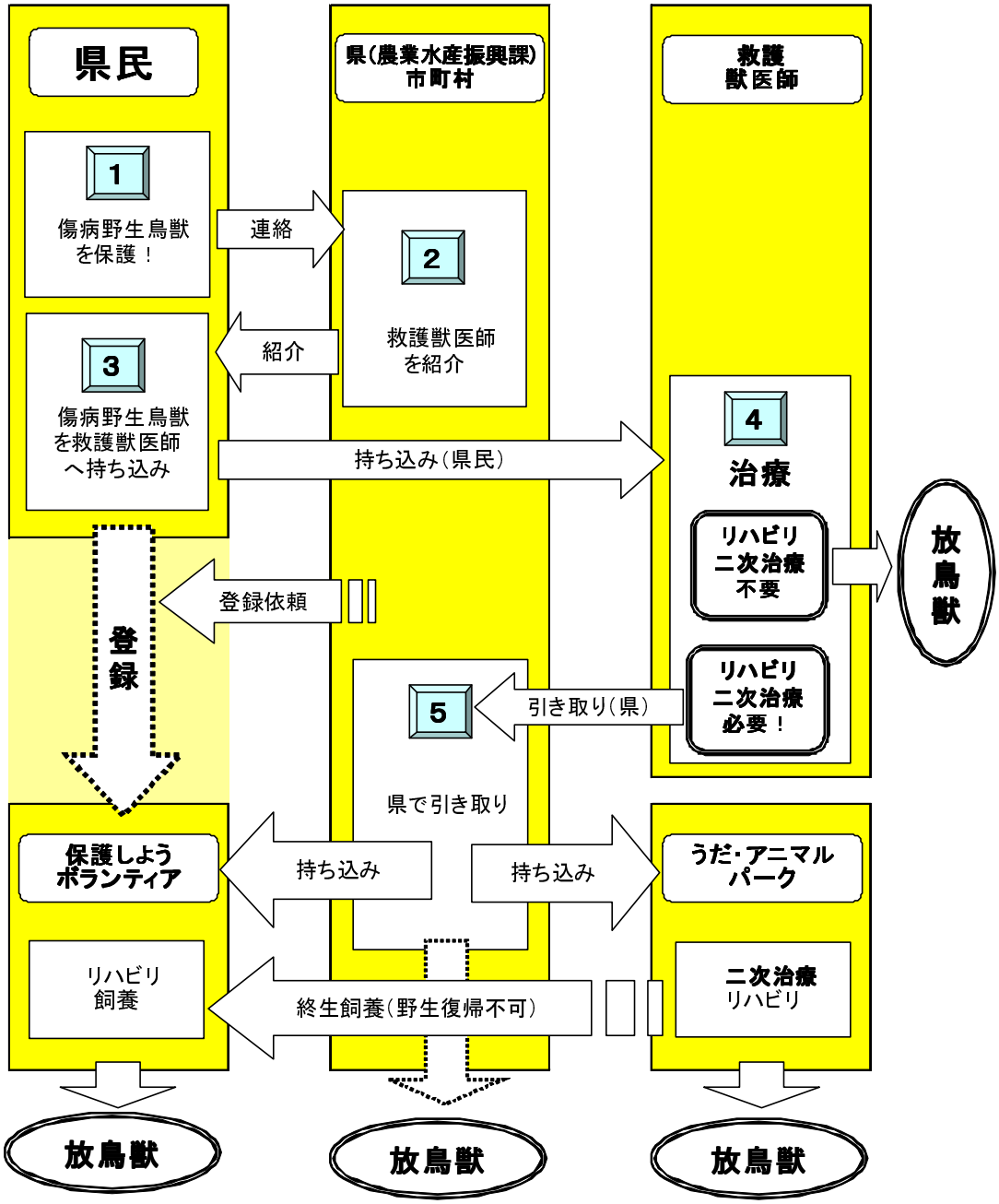

4　感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「死亡野鳥調査実施要領」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努め、特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

5　普及啓発

(1)　鳥獣の保護思想の普及

①　方針

市町村、学校及び関係団体等の協力のもと、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を行うものとする。

また、鳥獣への安易な餌付けや鳥獣の違法捕獲等が行われることがないよう、県民に対してその周知徹底を図るものとする。

②　事業の年間計画

（第２６表）

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
広報	←											→	
ポスター展示		↔											
パンフレット配布	←											→	
研修会・講演会										↔		→	
探鳥会		↔								↔			
愛鳥週間ポスター原画募集		←	—	—	—	→							

③　愛鳥週間行事等の計画

（第２７表）

	平成29～令和3年度
愛鳥週間行事	ポスターの掲示 野生生物保護モデル校の指定 探鳥会の実施 パンフレット等普及啓発物品の配布
鳥獣保護実績発表大会	期間内に一回
その他	

(2)　安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

①　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

②　観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(3) 野鳥の森等の整備

本県の森林は、その 95%が民有林であること、また、天然の湖沼が皆無に等しいことなどから、野鳥の森等の設置は非常に難しいが、都市型公園の整備状況や人造湖周辺の状況等に留意しつつ、設置対象地の検討に努めるものとする。

(4) 野生生物保護モデル校の指定

① 方針

第 9 次計画より愛鳥モデル校を野生生物保護モデル校と改めて指定してきたが、本計画においても、広く自然全般に親しみ、自然の仕組みを理解し、直接的な自然保護思想の普及に努めるため、小・中学校、その他学校等を対象に野生生物保護モデル校を指定していく。

② 指定期間

5 カ年間

③ モデル校に対する指導内容

パンフレットの配布・図書の配布・ポスター掲示・講演会等

④ 指定計画

（第２８表）

	平成２９年度			平成３０年度			令和元年度			令和２年度			令和３年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	70	1	71	71	1	72	72	1	73	73	1	74	74	1	75
中学校	35	1	36	36	1	37	37	1	38	38	1	39	39	1	40
その他の学校等					1	1	1		1	1		1	1		1

(5) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第 8 条の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第 12 条第 1 項に基づくかすみ網の使用、法第 16 条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第 12 条第 1 項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第 13 条第 1 項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第 18 条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第 26 条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第 35 条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第 80 条第 1 項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係のある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、その周知徹底を図るものとする。

また、鳥獣関係法令違反を撲滅するため、法令の普及徹底に努めるとともに違法行為の取締りを行うものとする。

計画期間内の取締りの重点事項は、狩猟違反取締り、密猟取締り、違法飼養の取締り等とし、県警察本部及び各警察署等と連携を図りながら実施するものとする。

② 年間計画

（第２９表）

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲についての法令知識の徹底	←											→	・各警察署との連携 ・広報誌・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ配布	・一般県民 ・狩猟者